

令和5年度決算監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等	担当課
2	伝票等の事務処理について 当年度の伝票処理について検査した結果、不適切と認められるものが98件(企業会計を含む)あり、前年度の65件より増加している。収納事務については、村財務規則第35条において、特別な事情がある場合を除き収納した現金は当日又は翌日までに指定金融機関に払い込むものと定められているところ、明らかに遅延と認められるものが6件あった。金額の多少に関わらず、公金であるので、紛失や横領のリスクを減らすためにも、速やかな収納をお願いしたい。 また、支払事務については、支払時期の遅れが2件(令和4年度3件、3年度9件)、支払先の誤りが2件(令和4年度2件、3年度3件)であり、依然としてなくなる。また、同じ事業者へ二重に支払った事務処理が2件発生している。 不適切な伝票処理は、村の信用、事務の信頼性に関わる問題であると同時に村の財産管理に重大な影響を及ぼす恐れがあるので、日頃から内容のチェックをしっかりと行うとともに、間違いが生じた際には、その原因をよく検証し、再発防止に努めてもらいたい。	本件を含め、御指摘いただきました事項等につきましては、令和6年9月2日にグループウェア掲示板に掲載し、職員に周知、注意喚起を行いました。 今後は、財務規則や予算執行マニュアルの周知徹底を行うとともに、会計課とも連携を図り、適正な事務の執行に努めてまいります。	財政経営課